

第4編 伊那中央行政組合職員の懲戒に関する条例

伊那中央行政組合職員の懲戒に関する条例

昭和41年3月10日

条例第2号

改正 平成10年4月1日 条例第1号

平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定により、職員の懲戒の手續及び効果に関し定めるものとする。

(懲戒の手續、減給の効果等の準用規定等)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職処分等については伊那市職員の懲戒に関する条例（平成18年伊那市条例第26号）を準用し、同条例中「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。